一般財団法人清水育英会定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、一般財団法人清水育英会と称し、英文名を Shimizu Scholarship Foundation と称する。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を東京都中央区に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、経済的理由により学業の継続が困難である者への奨学金の給付その他の経済的支援を通じて、建築、土木、都市計画等の分野における若手研究者の育成に貢献し、もって日本の建築・土木技術の発展に寄与することを目的とする。

(事業)

- 第4条 この法人は、前条の目的に資するため、次の事業を行う。
 - 一 建築, 土木又は都市計画等を専攻する成績優秀な大学生及び大学院生に対す る奨学金の給付
 - 二 就学機会の確保が困難な児童を支援する団体に対する助成金の給付
 - 三 その他この法人の目的を達成するために必要な事業
 - 2 前項に規定する事業については、日本全国において行うものとする。

第3章 資産及び会計

(基本財産)

- 第5条 基本財産はこの法人の目的を達成するために不可欠な財産として,理事会が定めた財産とする。
 - 2 基本財産は、評議員会において別に定めるところにより、この法人の目的を達成するために善良な管理者の注意をもって管理しなければならず、基本財産の一部を処分しようとするとき及び基本財産から除外しようとするときは、あらかじめ理事会及び評議員会の承認を要する。

(事業年度)

第6条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終了する。

(事業計画及び収支予算)

- 第7条 この法人の事業計画書、収支予算書、並びに、資金調達及び設備投資の見込み を記載した書類については、毎事業年度開始の日の前日までに、理事長が作成 し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も同様とする。
 - 2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備 え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

- 第8条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を経て、第1号ないし第3号及び第5号の書類を定時評議員会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、第2号、第3号及び第5号の書類については承認を受けなければならない。
 - 一 事業報告
 - 二 貸借対照表
 - 三 損益計算書(正味財産増減計算書)
 - 四 事業報告,貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書)の附属明細書
 - 五 財産目録
 - 2 前項の規定により報告され、又は承認を受けた書類のほか、次の書類を主たる 事務所に5年間備え置くとともに、定款を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧 に供するものとする。
 - 一 監査報告
 - 二 理事、監事及び評議員の名簿
 - 三 理事、監事及び評議員の報酬等の給付の基準を記載した書類
 - 四 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なも のを記載した書類

(剰余金の非分配)

第9条 この法人は、剰余金の分配を行わない。

第4章 評議員

(評議員)

第10条 この法人に評議員3名以上6名以内を置く。

(評議員の選任及び解任)

- 第11条 評議員の選任及び解任は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(以下「一般法人法」という。)第179条から第195条の規定に従い、評議員会において行う。
 - 2 評議員を選任する場合には、次の各号の要件をいずれも満たさなければならない。
 - 一 各評議員について、次のイからへに該当する評議員の合計数が評議員の総数 の3分の1を超えないものであること。
 - イ 当該評議員及びその配偶者又は3親等内の親族
 - ロ 当該評議員と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情 にある者
 - ハ 当該評議員の使用人
 - ニ ロ又はハに掲げる者以外の者であって、当該評議員から受ける金銭そ の他の財産によって生計を維持しているもの
 - ホ ハ又は二に掲げる者の配偶者
 - へ 口から二までに掲げる者の 3 親等内の親族であって,これらの者と生計を一にするもの
 - 二 他の同一の団体(公益法人を除く。)の次のイからニに該当する評議員の合計数が評議員の総数の3分の1を超えないものであること。

イ 理事

- 口 使用人
- ハ 当該他の同一の団体の理事以外の役員(法人でない団体で代表者又は 管理人の定めのあるものにあっては、その代表者又は管理人)又は業 務を執行する社員である者
- ニ 次に掲げる団体においてその職員(国会議員及び地方公共団体の議会 の議員を除く。)である者
 - ① 国の機関
 - ② 地方公共団体
 - ③ 独立行政法人通則法第2条第1項に規定する独立行政法人
 - ④ 国立大学法人法第2条第1項に規定する国立大学法人又は同条第3項に規定する大学共同利用機関法人
 - ⑤ 地方独立行政法人法第2条第1項に規定する地方独立行政法人
 - ⑥ 特殊法人(特別の法律により特別の設立行為をもって設立された 法人であって,総務省設置法第4条第15号の規定の適用を受ける ものをいう。)又は認可法人(特別の法律によって設立され,か つ,その設立に関し行政官庁の認可を要する法人をいう。)

(任期)

- 第12条 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。
 - 2 任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は,退任 した評議員の任期の満了する時までとする。
 - 3 評議員は,第 10 条に定める定数に足りなくなるときは,任期の満了又は辞任により退任した後も,新たに選任された者が就任するまで,なお評議員としての権利義務を有する。

(評議員に対する報酬等)

- 第13条 評議員は無報酬とする。
 - 2 評議員に対しては、その職務を行うために要する費用の支払いをすることがで きる。

第5章 評議員会

(構成)

第14条 評議員会は、全ての評議員をもって構成する。

(権限)

- 第15条 評議員会は、次の事項について決議する。
 - 一 理事及び監事の選任及び解任
 - 二 貸借対照表, 損益計算書(正味財産増減計算書)及び財産目録の承認
 - 三 定款の変更
 - 四 残余財産の処分
 - 五 基本財産の処分又は除外の承認
 - 六 その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

- 第16条 定時評議員会は、毎事業年度終了後3か月以内に開催する。
 - 2 臨時評議員会は、必要がある場合は、いつでも開催することができる。

(招集)

- 第17条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事 長が招集する。
 - 2 評議員は、理事長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示し

- て、評議員会の招集を請求することができる。
- 3 評議員会を招集するときは、評議員会の開催日の5日前までに、各評議員に対して、その通知を発しなければならない。
- 4 前項の規定にかかわらず、評議員会は、評議員の全員の同意があるときは、招 集の手続を経ることなく開催することができる。

(議長)

第18条 評議員会の議長は、当該評議員会において、出席した評議員の中から選出する。

(決議)

- 第19条 評議員会の決議は、法令又はこの定款に別段の定めがある場合を除き、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。
 - 2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する 評議員を除く評議員の 3 分の 2 以上に当たる多数をもって行わなければならな い。
 - 一 監事の解任
 - 二 理事又は監事の責任の一部免除
 - 三 定款の変更
 - 四 基本財産の処分又は除外の承認
 - 五 その他法令で定められた事項

(決議の省略)

第20条 理事が、評議員会の目的である事項について提案をした場合において、その提案につき評議員(その事項について議決に加わることのできるものに限る。)の 全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の評議員会の決議があったものとみなす。

(報告の省略)

第21条 理事が評議員の全員に対して評議員会に報告すべき事項を通知した場合において、その事項を評議員会に報告することを要しないことについて、評議員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その事項の評議員会への報告があったものとみなす。

(議事録)

第22条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 議長及び出席した評議員のうちから選出された議事録署名人2名は,前項の議 事録に記名押印する。

(評議員会運営規則)

第23条 評議員会の運営に関し必要な事項は、法令又はこの定款に定めるもののほか、 評議員会において定める評議員会運営規則による。

第6章 役員

(役員の設置)

- 第24条 この法人に、次の役員を置く。
 - 一 理事 3名以上6名以内
 - 二 監事 2名以内
 - 2 理事のうち1名を理事長とする。
 - 3 前項の理事長をもって一般法人法上の代表理事とする。

(役員の選任)

- 第25条 理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。
 - 2 理事長は、理事会の決議によって理事の中から選定する。
 - 3 理事のうちには、理事のいずれか1人及びその親族その他特殊の関係がある者の合計数が、理事総数(現在数)の3分の1を超えて含まれてはならない。
 - 4 監事には、この法人の理事(親族その他特殊の関係がある者を含む。)及び評議員(親族その他特殊の関係がある者を含む。)並びにこの法人の使用人が含まれてはならない。また、各監事は、相互に親族その他特殊の関係があってはならない。

(理事の職務及び権限)

- 第26条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより職務を執行する。
 - 2 理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その 業務を執行する。
 - 3 理事長は、毎事業年度に4か月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第27条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を 作成する。 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業 務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員の任期)

- 第28条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する 定時評議員会の終結の時までとする。
 - 2 監事の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する 定時評議員会の終結の時までとする。
 - 3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時まで とする。
 - 4 理事又は監事は、第 24 条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は 監事としての権利義務を有する。

(役員の解任)

- 第29条 理事又は監事が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解 任することができる。
 - 一 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。
 - 二 心身の故障のため、職務の遂行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

(報酬等)

- 第30条 理事及び監事は無報酬とする。
 - 2 理事及び監事に対しては、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。

(責任の免除又は限定)

- 第31条 この法人は、理事又は監事の一般法人法第198条において準用する同法第111条第1項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、理事会の決議によって、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として、免除することができる。
 - 2 この法人は、理事(業務執行理事又はこの法人の使用人でないものに限る。) 又は監事との間で、前項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合 には、賠償責任を限定する契約を、理事会の決議によって締結することができ る。ただし、その契約に基づく賠償責任の限度額は、一般法人法第 198 条におい て準用する同法第 113 条第 1 項の規定による最低責任限度額とする。

第7章 理事会

(構成)

第32条 理事会は、全ての理事をもって構成する。

(権限)

- 第33条 理事会は、次の職務を行う。
 - 一 この法人の業務執行の決定
 - 二 理事の職務の執行の監督
 - 三 理事長の選定及び解職

(招集)

- 第34条 理事会は、理事長が招集する。
 - 2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。
 - 3 理事会を招集するときは、理事会の開催日の5日前までに、各理事及び各監事 に対して、その通知を発しなければならない。
 - 4 前項の規定にかかわらず、理事会は、理事及び監事全員の同意があるときは、 招集の手続を経ることなく開催することができる。

(議長)

第35条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

(決議)

第36条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半 数が出席し、その過半数をもって行う。

(決議の省略)

第37条 理事が、理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、その提案につき理事(その事項について議決に加わることのできるものに限る。)の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。ただし、監事がその提案について異議を述べたときは、その限りではない。

(報告の省略)

第38条 理事又は監事が理事及び監事の全員に対し、理事会に報告すべき事項を通知したときは、その事項を理事会に報告することを要しない。

2 前項の規定は、第26条第3項の規定による報告には適用しない。

(議事録)

- 第39条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。
 - 2 出席した理事長(理事長に事故があるときは出席した理事)及び監事は,前項 の議事録に記名押印する。

(理事会運営規則)

第40条 理事会の運営に関し必要な事項は、法令又はこの定款に定めるもののほか、理 事会において定める理事会運営規則による。

第8章 選考委員会

(奨学生選考委員会)

- 第41条 この法人は,第4条第1項第1号に記載する事業にかかる選考を行うため,奨 学生選考委員会を設置する。
 - 2 奨学生選考委員会の委員は、学識経験者の中から理事会で選出し、理事長が委嘱する。
 - 3 奨学生選考委員会の任務,構成及び運営に関し必要な事項は,理事会の決議により別に定める奨学生選考委員会規程による。

(助成金選考委員会)

- 第 42 条 この法人は, 第 4 条第 1 項第 2 号に記載する事業にかかる選考を行うため, 助成金選考委員会を設置する。
 - 2 助成金選考委員会の委員は、学識経験者の中から理事会で選出し、理事長が委 嘱する。
 - 3 助成金選考委員会の任務,構成及び運営に関し必要な事項は,理事会の決議により別に定める助成金選考委員会規程による。

第9章 定款の変更

(定款の変更)

- 第43条 この定款は、評議員会の決議によって変更することができる。
 - 2 前項の規定は、この定款の第3条、第4条及び第11条についても適用する。

第10章 解散

(解散)

第44条 この法人は、基本財産の滅失によるこの法人の目的である事業の成功の不能その他法令で定められた事由によって解散する。

(残余財産の帰属)

第45条 この法人が清算する場合において有する残余財産は、評議員会の決議を経て、 公益社団法人若しくは公益財団法人、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に 関する法律第5条第17号に掲げる法人、又は国若しくは地方公共団体に贈与す るものとする。

第11章 公告の方法

(公告方法)

第46条 この法人の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により 行う。

第12章 事務局

(事務局の設置)

- 第47条 この法人の事業を実施するため、事務局を設置する。
 - 2 事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。
 - 3 事務局長は、理事会の決議を経て、理事長が任免する。
 - 4 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の決議を経て別に定める。

第13章 雑則

(委任)

第48条 この定款に定めるもののほか、この法人の運営に関し必要な事項は、理事会の 決議を経て別に定める。

(法令の準拠)

第49条 この定款に定めのない事項は、すべて一般法人法その他の法令に従う。

(令和 3.6.10 改)